

掛川市規則第21号

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年5月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年掛川市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第16条各号」を「第17条第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成23年5月2日から施行する。